

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「特定の漁家住宅」を「海浜等環境活用施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、漁村における給排水施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金、特定の漁家住宅」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）

◇告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
保険医等の登録（〃）
入会林野整備計画の認可（林務課）
保安林の指定の解除予定（造林課）

◇選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十月二十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二二五	昭和六十三年九月十六日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	〃
森下薬局	境港市幸神町三五七	〃
島医院	鳥取市湖山町四一三七一	昭和六十三年九月二十六日
川本医院	東伯郡東伯町大字保五一二	昭和六十三年九月二十一日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目一〇〇一	昭和六十三年九月十七日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎三七三一―二	〃
クリニック三上 歯科	米子市昭和町七六	昭和六十三年九月二十四日
大石医院	倉吉市西倉吉町二二	昭和六十三年九月十六日

鳥取県告示第九百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松本浩孝	鳥医第三、七九三号	昭和六十三年七月二十一日
村上博	鳥医第三、七九四号	〃
宮澤裕	鳥医第三、七九五号	〃
大野康彦	鳥医第三、七九六号	〃
高井宏司	鳥医第三、七九七号	〃
高井一岳	鳥医第三、七九八号	〃
木内誠	鳥医第三、八〇七号	昭和六十三年八月十一日
山田理	鳥医第三、八〇八号	昭和六十三年八月十六日
長谷川賢作	鳥医第三、八〇九号	〃
伊藤和行	鳥医第三、八一〇号	〃
小川真滋	鳥医第三、八一一号	〃
中村喜一	鳥医第三、八一三号	昭和六十三年八月二十四日
百田 靖	鳥医第三、八一四号	〃

山形 泰司	鳥医第三、八一五号	〃
津田 公子	鳥医第三、八一六号	〃
西 孝之	鳥医第三、八一七号	〃
永島 英樹	鳥医第三、八一八号	〃
倉信 央記	鳥医第三、八一九号	〃
高 通也	鳥医第三、八二〇号	〃
米田 由美子	鳥医第六六七号	昭和六十三年八月六日
前田 純子	鳥医第六六八号	昭和六十三年八月十一日
小谷 彰子	鳥医第六六九号	昭和六十三年八月十八日

鳥取県告示第九百七十四号

八頭郡智頭町大字奥本一五五―一栃本上入会林野整備組合組合長竹下保から申請のあつた栃本上入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一第一項の規定に基づき、昭和六十三年十月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡岸本町丸山字榎ヶ原一八〇六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県医師連盟支部	代表者の氏名	入江 宏一	笠木 慶治	昭和六十三年八月十六日	政党の支部
間瀬庄作後援会	会計責任者の氏名	松本 雄介	日浦 啓次	昭和六十三年八月十六日	その他政治団体
中井勲後援会	代表者の氏名	岡田 栄一	谷本 茂	昭和六十三年八月十五日	
鳥取県医師連盟	代表者の氏名	入江 宏一	笠木 慶治	昭和六十三年八月十六日	